

報告第6号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例急施専決処分報告について

特定任期付職員業績手当を廃止し、特定任期付職員に対し勤勉手当を支給することとするとともに、管理職員特別勤務手当の支給範囲及び特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めるため、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月27日管理者において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和7年7月22日

大阪広域環境施設組合管理者 横山 英幸

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 〔略〕 〔2・3 略〕 〔削る〕 (職員の給与に関する条例の適用除外等)	(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 〔同左〕 〔2・3 同左〕 <u>4</u> 特定任期付職員のうち特に顕著な業績を挙げたと認められるものには、組合規則の定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。 (職員の給与に関する条例の適用除外等)

第9条 給与条例第5条から第7条まで、第12条、第15条、第18条及び第20条から第22条までの規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第25条及び第26条の規定の適用については、第25条中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、第26条第1項及び第2項中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び特定任期付職員」とする。

3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）第2条第2項第1号及び第4項並びに第3条第3項第1号の規定の適用については、同条例第2条第2項第1号中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、同条第4項中「定める額」とあるのは「定める額（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して組合規則で定める額）」と、同条例第3条第3項第1号中「100分の210」とあるのは「100分の175」とする。

第10条 給与条例第12条、第15及び第17条の

第9条 給与条例第5条から第7条まで、第12条から第13条まで、第15条、第18条、第20条から第22条までの規定並びに職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成27年条例第32号）第3条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第25条、第26条及び第29条の規定の適用については、第25条中「管理監督職員」とあるのは「管理監督職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第7条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、第26条第1項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員及び特定任期付職員」と、第29条中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」とする。

3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と、同項中「定める額」とあるのは「定める額（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して組合規則で定める額）」とする。

第10条 給与条例第12条から第13条まで、第

規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 [2 ・ 3 略]	15条及び第17条の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 [2 ・ 3 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略